平成26年及び27年対応方針のフォローアップの状況

(「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成28年(度)中に「結論を得る」等とされたもの)

- ※前回会議(平成28年11月17日)で結論を報告したものを除く。
- ※平成26年対応方針において、平成28年(度)中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。
- ○平成27年対応方針
- (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等
 - 1 雇用・労働

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設・国による支援の拡充等 (職業安定法、雇用対策法及び雇用保険法)	厚生労働省	〇 国が地方公共団体に対の範囲を対して、 ラインで提供する情報ののは、 企業が表に、なが会まれる。 では、その結果を踏まえが、 変な措置を講ずる。 〇 民間事業者が地方の職に、 要な措置を講が地方の職に、 要な措置を講が地方のででは、 と表表に、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののに、 ののででは、 ののに、 ののででに、 ののに、 のに、	○ 「ハローク () 「ハローク () 大き () で (

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	特定家庭用機器再商 品化法に基づく権限 の移譲 (特定家庭用機器再商 品化法)	経済産業省、環境省	再商品化等の認定(23条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。	以下 2 点に関して28年11 月に全国の地方公共団体へ 事務を発出した。 ・再商品ででの認定を受出したの。 ・再商にでののではでするのででである。 ・再のででではずるのでででででででででででででででででででででででででででできます。 ・再ででででででででででいる。 ・再でででででででででいる。 ・再ででででででででできる。 ・再でででででででででいる。 ・再でででででででででででででいる。 ・再でででででできる。 ・再でででででできる。 ・再でででででできる。 ・再ででででできる。 ・再でででででででででできる。 ・再でででできる。 ・再でででできる。 ・再ででできる。 ・再ででできる。 ・再ででできる。 ・再ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででででででできる。 ・ででできる。 ・でででできる。 ・ででででできる。 ・でででででででででででででででできる。 ・でででできる。 ・ででででででででできる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
3	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 に関する法律に基づ く権限の移譲 (使用済小型電子機器 等の再資源化の促進に 関する法律)	経済産業省、 環境省	再資源化事業計画の認定(10条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。	以下2点に関して は大生国の地た。 で全国の地た。 で全国の地た。 で全国の地た。 で発出しま業でののでででででででででででででででででででででででできますができますができますができ

③ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
4	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、 観光地域づくり相談窓口) (国際観光ホテル整備 法)	国土交通省	ホテル及び旅館の登録制度については、旅行者及び業界の意向やニーズの調査の結果及び外国人旅行者の増加などの観光産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、 <u>平成28</u> 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【28年対応方針】 ホテル及び旅館の登録制度については、事務の円滑化に向け、国及び都道府県の情報共有を推進するために必要な措置を平成28年度中に講ずる。

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	介護支援専門員に対 する指導監督事務の 市町村への付与又は 移譲 (介護保険法)	厚生労働省	介護支援専門員に対する報告の求め、 指示・研修受講命令及び業務禁止(69条 の38)に係る事務・権限については、地 方公共団体から意見聴取を行った上で、 介護支援専門員が業務を行う地の市町村 への付与又は移譲について検討し、 <u>平成</u> 28年中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。	【28年対応方針】 介護支援専門員に対する報告の 求め、指示・研修受講命令及び業務 禁止(69条の38)に係る事務・権限に ついては、政令を改正し、介護支援 専門員が業務を行う地の指定都市 に平成30年度から移譲する。

(3) 義務付け・枠付けの見直し等 ① 土地利用(農地除く)

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	土地利用基本計画に 係る国への事前協議 の廃止等 (国土利用計画法)	国土交通省	土地利用基本計画の策定及び変更に係る 国土交通大臣に対する協議(9条)につい ては、今後の経済社会情勢に即した土地利 用基本計画制度の在り方の検討の状況及び 都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適 切な在り方について検討し、平成28年中に 結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。	【28年対応方針】 土地利用基本計画の策定及び 変更に係る国への協議(9条) については、意見聴取とする。 ※資料2 P5 II ⑤参照

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
7	大規模災害発生時の 外国人医師の受入れ (災害対策基本法)	内閣府、厚生労働省	大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【28年対応方針】 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、海外の 医療隊の派遣受入れを円滑に進 めることができるよう、その手 続を明確化する等の必要な措置 を講じ、平成29年中に地方公共 団体に周知する。

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	軽費老人ホーム(ケアハウス)の費用徴収基準の見直しについて (老人福祉法)	厚生労働省	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	軽費老人ホームのサービス 提供方 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
9	介護保険制度におけ る調整交付金のあり 方の見直し等 (介護保険法)	厚生労働省	○ 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。 ○ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【28年対応方針】 〇 要介護認定等を受けていない高齢を等が一般住宅等に移の費のでは、動力を受けるのでは、動力を受けるのでは、動力を受けるのでは、調整については、調整についるののでは、調整についるののでは、調整についるのがでは、調整についるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対けるのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対したのがでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
10	認知症初期集中支援 チームのチーム員た る医師の要件の緩和 (認知症初期集中支援 推進事業)	厚生労働省	認知症初期集中支援チームのチーム員たる 医師の要件については、平成27年度から実施 している要件緩和を踏まえたチームの設置状 況を平成28年度中に調査し、その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。	要件緩和を踏まえたチームの設置状況に関するアンケート調査等の結果を踏まえ、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がいない場合におけるチームの設置に係る具体的な取組を地方公共団体に平成28年度中に周知する予定。

③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	JETプログラムの特 に優れていると認め られたALTの任用期 間の要件の撤廃 (語学指導等を行う外国 青年招致事業)	総務省、 外務省、 文部科学省	語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	JET-ALTの活用状況に関する調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、関係者(総務省、外務省及び文部科学省)で任用期間の延長に関する課題等について検討しているところであり、平成29年3月末を目途に結論を得る予定。
12	高等学校卒業程度認 定試験関連業務に係 る国と県の役割分担 の明確化 (学校教育法)	文部科学省	高等学校卒業程度認定試験(学校教育法90 条1項)の実施方法については、国が実施 (地方公共団体以外への外部委託による実施 を含む。) する方向で検討し、平成28年中に 結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。	【28年対応方針】 高等学校卒業程度認定試験 (90条1項)の実施については、 国と都道府県が適切な役割分担 の下で緊密に連携して教育の振 興に努めるものであることを踏 まえ、関係団体の自発的な協力 を得ながら国が実施する方向と する。

4 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
13	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの 重複の解消 (気象業務法)	国土交通省	住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる</u> 。	当該パターとの重複されば、大名をでは、地方の重複されば、地方の重複されば、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、は、ないでは、は、当時には、は、当時には、は、当時には、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、は、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

⑤ 土木・建築

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
14	公営住宅建替事業に おける現地建替要件 の緩和 (公営住宅法)	国土交通省	公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。</u> その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【28年対応方針】 公営住宅建替事業(2条15号)に定建替事業(2条15号)にでは、現在、いた主は、現在してのはないを含むないのでは、でのは接地を含むされの合性を含むが対象をとされる。と対しているがでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

⑥ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
15	過疎地域市町村における旅行業登録要件 の緩和 (旅行業法)	国土交通省	地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【28年計算 (1) (1) (28年